最終更新日：2018年5月2日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

代表取締役社長　味岡　桂三
問合せ先：03-5341-4301
証券コード：7173
https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、東京圏の地域金融機関である株式会社きらぼし銀行及びその子会社等並びに株式会社きらぼしコンサルティングを傘下に擁する持株会社です。当社は、以下の経営理念や経営方針を制定し、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。また、経営理念や当社グループの目指す姿の具現化に向けて、以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めております。
なお、当社の子会社である株式会社きらぼし銀行は、2018年5月1日に、株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京の3行合併により発足しました。同時に当社におきましても、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに商号変更いたしました。当社グループは、株式会社きらぼし銀行を中心に、地域のお客さまとの対話を軸とした“金融にも強い総合サービス業”を目指すことにより、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

○経営理念
首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

○経営方針
・きらりと光る銀行　：　独自性のある金融サービスの提供により、地元地銀として永続的に存在する
・チャレンジする銀行　：　お客さまや地域経済の発展に貢献するために、東京圏の特色を活かして挑戦し続ける
・思いをつなぐ銀行　：　お客さま、地域、職員の「思い」を大切にして、常に信頼され必要とされる存在になる

○当社グループの目指す姿
首都圏においてお客さまから真に愛される地域Ｎｏ．1の都市型地銀グループ

○コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
・当社の取締役会は、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、経営会議や取締役に委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制の整備に努めます。
・独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制の確保に努めます。また、そのための機関設計として、当社は監査役会設置会社を採用するとともに、社外取締役が半数以上を構成する任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めます。
・業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めます。
・グループ各社の業務の健全かつ適切な運用を確保するため、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めます。
・地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めます。
・株主が権利を適切に行使することができる環境の整備など、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長するために、当社の実態を正確にご理解いただけるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。
・CSRに対する基本的な考え方として、「地域経済への貢献」「地域社会への貢献」「環境問題への取組み」の3つを行動指針として定め、CSR経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1－1－1】
株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、取締役会等で原因分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討いたします。

【原則1－3】
当社は、地域金融機関の持株会社として子銀行による円滑な資金供給機能を果たすために十分な自己資本の水準を確保するとともに、収益力の向上と経営の効率化を通じて資本効率の向上に努めていくことを、資本政策の基本方針としております。
また、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。

【原則1－4】
1.政策保有株式に関する基本方針
(1) 政策保有株式に関する基本的な考え方
当社グループは、政策保有株式については、当社グループにとって事業上重要な取引先との間の取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、かかる取引先の株式を保有しております。

(2) 保有意義の点検
政策保有株式については、リスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証するため定期的に保有意義の点検を行い、政策保有に係る判断の見直しが必要と認められる場合、必要に応じ当該企業との対話等を通じ政策保有に係る判断を見直します。

2．議決権行使に関する基本方針
(1) 議決権行使に関する基本的な考え方
当社グループは、議決権行使に際しては定量的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、長期的な企業価値向上や、持続的成長を促す観点から総合的な判断を行います。
(2) 議決権行使の基準
当社グループは、議決権行使にあたっては、投資先企業におけるコーポレート・ガバナンスの整備状況及びコンプライアンス体制等に着目し、業績、株主還元の状況等を勘案の上、議案への賛否を判断します。また、企業価値向上の観点から慎重な検討が必要と判断される以下のような議案については、その理由や、目的等を十分に調査し、必要に応じて当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

・合併、買収、重要な事業の譲渡・譲受等の組織再編
・買収防衛策
・有利発行による第三者割当増資
・債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈　等

【原則1－7】
当社グループは、以下のとおり、「関連当事者間取引管理に関する基本方針」を定め、当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、適切に管理しております。
（目的）
本方針は、当社が当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保することを目的とします。
（関連当事者間取引の対象となる取引）
本方針において「関連当事者間取引」とは、当社と関連当事者（当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者）との取引を指します。
（基本姿勢）
当社は関連当事者間の取引に関して、グループ各社または株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした恐れが生じないよう法令等に従い、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定め、取締役会等は当該手続を踏まえて当該取引の実施状況等を適切に監視します。
（態勢整備）
・ 当社は関連当事者間の取引に係る情報を適切に把握・管理し、取引の重要性やその性質に応じて、取締役会等において取引の合理性および条件の妥当性等を検討・確認し、必要に応じて取締役会等において承認する体制を整備します。
・ 関連当事者間取引が、グループ各社または株主共同の利益を害するまたは恐れがあると認められる場合は、取締役会等は当該取引部署に対し必要な措置を講じます。

【原則3－1】
1．経営理念、経営戦略、経営計画等について （原則3－1(ⅰ)）
経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
当社ホームページＵＲＬ https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp

2．コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について （原則3－1(ⅱ)）
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1．基本的な考え方」をご参照ください。今後とも、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方や基本方針の整備・充実に努めてまいります。

3．取締役の選任と報酬の決定について （原則3－1(ⅲ)、原則3－1(ⅳ)）
取締役の報酬を決定するにあたっての方針につきましては、本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4．取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手続（原則3－1(ⅴ)）
(1) 取締役及び監査役の資格
・ 当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
・ 当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
(2) 取締役及び監査役の指名手続
・ 当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
・ 子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に各子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
・ 当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会で審議の上決定しております。
・ 子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
(3) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め
「指名・報酬協議会」が、取締役候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

【補充原則4－1－1】
取締役会では、各種法令、取締役会規程などに従い経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、取締役会決議事項以外の業務執行については、社内規定により経営陣に委任しております。また、取締役会は委任した業務執行の状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。

【原則4－8】
当社は、１２名の取締役のうち、3名を社外取締役としております。社外取締役は、公認会計士としての専門的知識や一般事業会社における経営の経験などから、当社の経営全般に関して独立した立場から適格な助言・提言を行い、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っております。

【原則4－9】
当社グループは、以下のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

当社グループは、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。
1．(1)当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。
(2)社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
(3)当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．(1)当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(2)当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間においても業務執行者等ではなかったこと。
(3)当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または、当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注4）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

【補充原則4－11－1】
当社では「取締役の選任と報酬を決定するに当たっての方針と手続について」を制定し、取締役候補者は優れた人格・見識・能力および豊富な経験等を有する者を選定し、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保しております。
上記【原則3－1】4．「取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手順」をご参照ください。

【補充原則4－11－2】
当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集のご通知」等において毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
当社では、取締役に対し取締役会の実効性についての自己評価を実施し、その結果等を踏まえて取締役会メンバーにて協議を行うことで、取締役会全体の実効性向上を図ることとしております。2016年度は、「取締役会の運営」、「取締役会での適切な審議状況」について各取締役・監査役（社外含む）に対してアンケート方式による自己評価を行い、その結果を取りまとめ取締役会において評価及び分析を行いました。
評価の結果、当社取締役会は、専門的知見を持つ社外取締役3名を含む10名で構成（2017年3月31日時点）され、多様な議論を通じて取締役会は相応の実効性が確保されているものと考えております。審議にあたり事前の協議や説明は概ねなされており、運営・議論については昨年度より改善されているという意見があった反面、中長期的な戦略や重要議案に対する議論の時間が少なく、議案数の削減などにより実質的な議論・審議の時間を更に増やすべきという意見もありました。
2015年度の取締役会の実効性についての自己評価における、議案数が多く重要議案に対する議論の時間が少ない、中長期的な戦略の議論を行うべきであるという意見については、一部対応が途上の事項があるものの、昨年度と比較し活発な審議・議論ができていると評価しております。
当社取締役会ではこのような評価結果に対し、従来以上に本質的な議論を行うために効率的な会議運営を図り、取締役会の実効性を確保しガバナンスの強化に努めてまいります。

【補充原則4－14－2】
当社は、取締役・監査役が企業価値向上に向けて期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解や共有を深めるとともに、経済情勢、法令遵守、コーポレートガバナンス等必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努められるよう、外部講師・専門家による役員研修等を定期的・継続的に行っております。新任役員については、就任前に企業理念、経営方針等についての理解を深める研修を行うとともに、新任社外取締役に対しても業界動向や当社の概要等について詳細な説明を行っております。
また、取締役のほか執行役員、幹部級職員については経済情勢、法令遵守、コーポレートガバナンス等必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努められるよう体制を整備し、定期的・継続的な研修を行っております。

【原則5－1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために以下の取組みを行っております。
本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の、「2．IRに関する活動状況」及び「3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,327,700	7.59
三井住友信託銀行株式会社	2,290,600	7.47
東京都	1,197,889	3.90
東京TYフィナンシャルグループ従業員持株会	878,942	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	816,300	2.66
株式会社みずほ銀行	715,607	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	509,100	1.66
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	467,666	1.52
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	465,000	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	393,759	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村　靖	他の会社の出身者											
三浦　隆治	公認会計士											
髙橋　ゆき	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村　靖	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	東京都において多くの部署を歴任し、都の事業に幅広く精通し、産業労働局金融監理室長を務め、地域金融に対する理解も深く、また、株式会社はとバスでは社長を務めるなど経営の経験も豊富であります。東京に本店を置く地域金融機関である当社グループに対し、経営全般に係わる助言等が期待できるものと考え選任しております。なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

三浦　隆治	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	公認会計士としての高度な専門知識及び企業経営者としての経営における高い見識を当社のコーポレート･ガバナンスの向上に反映できるものと判断して選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第４項第５号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。
髙橋　ゆき	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	家事代行サービス事業者の取締役を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職を務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品･サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。なお、有価証券上場規程施行規則第211条第４項第５号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬協議会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬協議会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の人事･報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、任意の「指名･報酬協議会」を設置しております。「指名･報酬協議会」は、取締役4名以内で構成し、そのうち2名以上は社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、定期的な会議の出席の他、適宜意見及び情報交換を行うことで、緊密な連携を保つ体制としております。また、内部統制部門から監査役監査は定期的な会議における説明･報告や補足資料の提供を受け、会計監査は必要に応じ説明や補足資料の提供を受ける体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

稲葉　喜子	公認会計士													
東道　佳代	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲葉　喜子	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。	公認会計士としての高度な専門知識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第４項第５号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定しております。
東道　佳代	○	同氏と当社並びに当社のグループ会社との間には、特別な利害関係はありません。 また、同氏は、株式会社きらぼし銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っている光和総合法律事務所に所属しております。	法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行う等、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。 なお、有価証券上場規程施行規則第211条第４項第５号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬である「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

社外取締役及び監査役は対象としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

ア. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針
取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、短期的業績に加え中長期的な業績向上への貢献意欲も高める事を目的としております。
また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の主要子会社として適切な水準を決定する事としております。

イ. 報酬の種類
当社の取締役(社外取締役を除く)が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。
但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。
なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から株式報酬型ストック・オプションの対象となっておりません。

ウ. 取締役の報酬を決定する手続
当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、当社取締役1名及び当社社外取締役2名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。
ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に各子銀行の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会の重要な議案について、事前説明や補足資料の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。
また、社外監査役へのサポートとして、監査役補助者を配属し、監査役の業務の補助を行う体制とするとともに、取締役会の重要な議案については、必要に応じ、事前説明や補足資料等の提供を行うなどのサポート体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行、監督の機能
イ. 取締役・取締役会
取締役会は、取締役12名(社外取締役3名を含む)で構成し、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催できる体制とすることで、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を監督する体制としております。
ロ. 経営会議
取締役会の下に、取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催することとしており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受ける体制としております。
ハ. 委員会
経営会議の下部組織として、重要な経営課題の分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「経営戦略委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を構築しております。各委員会は規則に基づき定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催することとしております。

(2)監査・監督の機能
イ. 監査役・監査役会
監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されております。監査役会では取締役の意思決定及び業務執行に対する有効な監視機能を確保し、監査態勢の強化に努めております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。なお、監査役及び監査役会は、内部監査部門、会計監査人等と緊密な連携を保ち、代表取締役等との間においても定期的に会合を通じ監査上の重要課題等について意見交換を行うなど実効的な監査に努めております。
ロ. 内部監査
当社グループ内の他の部門から独立した監査部を設置し、取締役会の承認を受けた「年度監査計画」に基づき、内部監査を実施しております。監査結果については、取締役会への報告を定期的に行っております。
ハ. 会計監査
新日本有限責任監査法人が会計監査業務を執行しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役･監査役会が、取締役の職務執行の監督･監査を行っております。また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役･監査役会による監査機能を有効に活用しコーポレート･ガバナンスの実効性を高めることにより、経営の監督･監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（英文）を、東京証券取引所ホームページ上の当社情報欄に掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度は、7月5日、10月4日、1月16日、3月7日に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に会社説明会等を開催しております。 2017年度は6月8日、12月7日に開催いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外IRは海外投資家の動向等を考慮しつつ適宜実施していく方針である他、海外投資家の来日のタイミングでの個別IRや、TV電話の活用、東京に拠点を置く海外投資家とのIRを強化していく方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに各種資料を掲載しております。 https//www.tokyo-kiraboshifg.co.jp 掲載資料の種類：財務情報、ニュースリリース、会社説明会資料、会社説明会(動画)、ディスクロージャー誌等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する責任者：経営企画部担当役員 IRに関する担当部署：経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会に貢献します。」という経営理念を掲げ、ステークホルダーの皆さまとともに持続的に成長することを通じ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域Ｎｏ．１の都市型地銀グループを目指します。その実現のために、ステークホルダーの皆さまが当社の実態を正確に認識できるよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めることを経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社のグループ会社である株式会社きらぼし銀行および株式会社きらぼしコンサルティング等において、以下のとおりＣＳＲ活動や社会･環境問題への自主的な取組みを行っております。 【地域経済への貢献】 1．ビジネスマッチング展示･商談会、事業承継、経営相談等、金融の円滑化及び地域の活性化への対応等の地域密着型金融への取組み。 2．東京都中小企業振興公社が実施する「事業可能性評価事業」を活用した成長分野への取組み。 3．東京都等の地方公共団体や関連団体などと連携した創業者･起業家に対する支援強化。 【地域社会への貢献】 1．ユニセフ活動の支援、献血活動など。 2．パラスポーツのファンサイト「TEAM BEYOND」への協力。 3．Jリーグ「FC東京」や日本サッカー協会（JFA）との連携による少年少女育成への取組みなど。 【環境問題への取組み】 1．環境配慮型預金･融資商品の取扱いや官民連携ファンドの組成への協力を通じた、環境･エネルギー問題への取組み。 2．建物への多摩産材の活用による東京の森林整備への貢献。。 3．日本の森を守る地方銀行有志の会への参加など。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	1．株主の皆さまとの対話 株主の皆さまとの対話全般については、経営企画部担当役員がIRに関する責任者として統括し、株主の皆さまとの建設的な対話が実現するように努めます。 2．建設的な対話を促進するための連携策 株主の皆さまとの建設的な対話と、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うため、経営企画部をIRに関する担当部署とし、グループ各社の業務執行部門との連携により、必要な態勢の整備･充実に努めます。 3．個別面談以外の対話手段の充実 株主の皆さまとの個別の面談によるIR活動のほかに、各種IR資料をホームページに掲載しております。また、定期的に会社説明会を開催し、開催後一定期間、ホームページにおいて会社説明会の動画を配信しております。2017年度は6月8日、12月7日に開催しております。 当社のホームページURL：https//www.tokyo-kiraboshifg.co.jp ホームページ掲載のIR資料：決算短信、決算概要資料、ニュースリリース、会社説明会資料、ディスクロージャー誌、会社説明会開催後一定期間の動画配信等 4．株主の皆さまからのご意見のフィードバック 株主の皆さまから頂いたご意見等に対しては、適時適切に経営陣へ報告することにより情報の共有に努め、企業価値向上を図ってまいります。 5．インサイダー情報の管理 重要な会社情報を適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規則として「インサイダー取引未然防止管理規則」を定め、グループ社員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。 6．経営戦略や経営計画の策定･公表 当社は、経営戦略や経営計画の策定に当たっては、ステークホルダーの皆さまが利益計画や資本政策等について理解しやすい資料の作成等に努め、当社ホームページやディスクロージャー誌等を通じて公表いたします。また、ステークホルダーの皆さまに分かりやすい説明に努めます。

その他	1．女性の活躍促進を含む多様性の確保 当社グループでは、女性の社外取締役や社外監査役の登用をはじめ、支店長を含む管理職など、意欲・能力のある女性職員が活躍できる場を積極的に拡大し、その能力を十分に発揮できる職場作りに取り組んでおります。2018年3月末時点において、子銀行である東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京（2018年5月1日に3行が合併し株式会社きらぼし銀行となりました。）の管理職に占める女性の割合は、3行合算で15.4％となっております。 当社グループは、女性の更なる活躍促進に向け、女性が高いモチベーションを維持しながら安心して働ける職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの推進やＥＳ向上への取組みを通じて、地域Ｎｏ．1の金融機関を目指すとともに、今後ともお客さまに、より質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。 ＜当社グループでの主な取組み＞ ・育児休業期間を最長満3歳まで延長、育児時の時短勤務や短期育児休業の対象を小学校3年生まで延長等による仕事と育児の両立を図るための制度の充実 ・「短期育児休業制度」、「エンゼル休暇」、「生活サポート短時間勤務制度」の制定等による仕事と育児の両立を図るための制度の充実 ・結婚、出産等により退職した職員を一定の要件のもと再雇用する「ジョブ・リターン制度」の制定 ・女性による女性向け商品・サービスの企画・推進チーム「さくら姫」や、検討部会「ルミネクス」の設置 ・管理職登用へ向けた意識醸成と研修の実施 ・日本政策金融公庫と連携した女性活躍応援融資「Lady Go！」の取扱い 2．働き方改革への取組み 当社グループでは、「きらりと光る銀行」「チャレンジする銀行」「思いをつなぐ銀行」を実現するため、創意工夫により課題解決に取り組み、常に挑戦する人材を育成していくため、働き方改革への取組みにより、業務の生産性向上を図り、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまに貢献できるよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努めております。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図ってまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
(2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
(3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
(4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
(5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
(6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
(7) 当社は、「インサイダー取引未然防止管理規則」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5．当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して「関連当事者間取引管理に関する基本方針」を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。
(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
(7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7．前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあること

を発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、以下の基本方針を遵守し、責任ある健全な業務運営を確保します。
(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、組織として対応し、毅然とした姿勢を貫いてまいります。
(2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察等の外部専門機関と緊密な連携強化に努めます。
(3) 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
(4) 反社会的勢力により不当な要求等を受けた場合は、民事及び刑事の法的対応を行うなど、断固として拒絶します。
(5) 反社会的勢力に対しては、資金提供や利益供与は断固として拒絶します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、反社会的勢力等との関係を遮断するために、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力への対応に係る基本規則」を制定し体制を整備しております。また、リスク管理部において反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当社及びグループ会社は、反社会的勢力に関する情報の収集・共有化に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

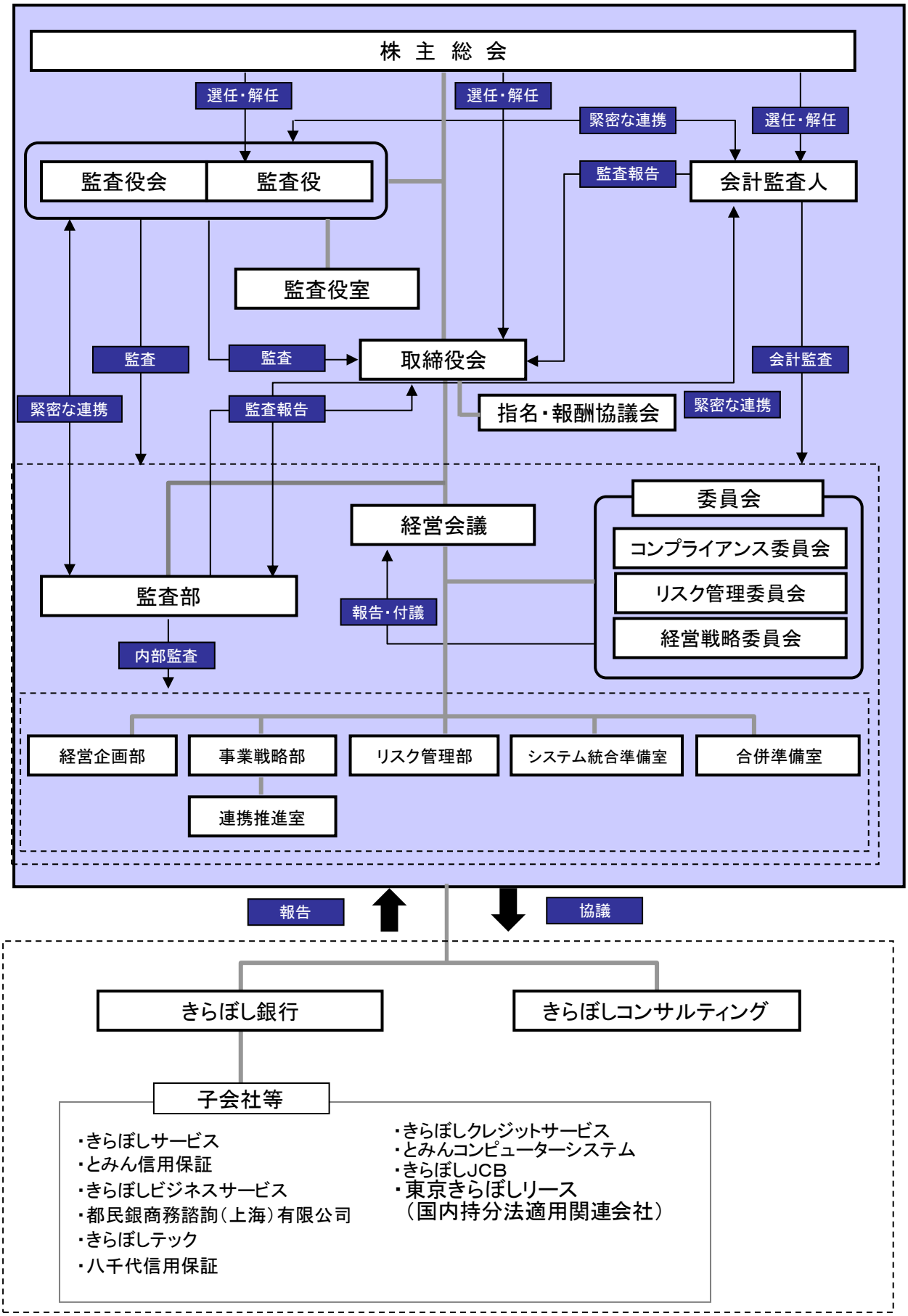
該当項目に関する補足説明

○買収防衛策についての考え方
当社では買収防衛策を導入しておりません。株主、地域の皆さまをはじめとするステークホルダーとの信頼関係を深め、中長期的な関係を築いていくことにより、企業価値向上を図ることが重要であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、以下をご参照下さい。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制】

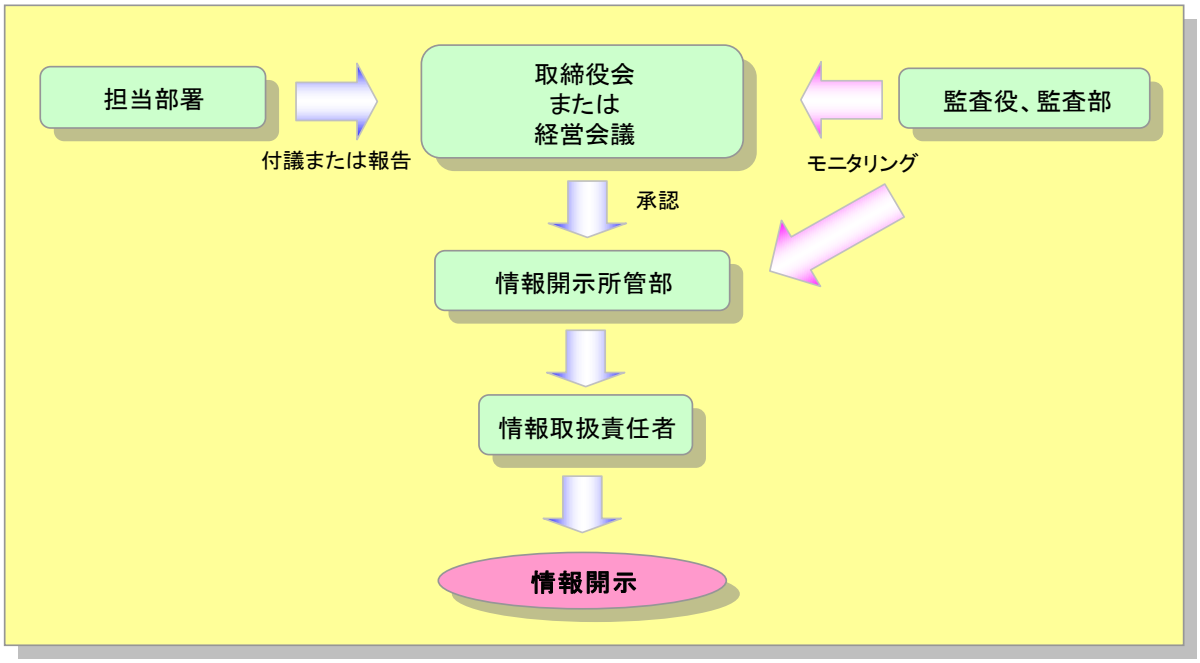
1. 情報開示の考え方

当社グループは、情報開示にあたり東京証券取引所の規則等に基づき、投資者に対して重要な会社情報を迅速、正確かつ公平な開示に取り組んでおります。また、経営の健全性、透明性を高めることを目的に「適時開示規則」を定めております。

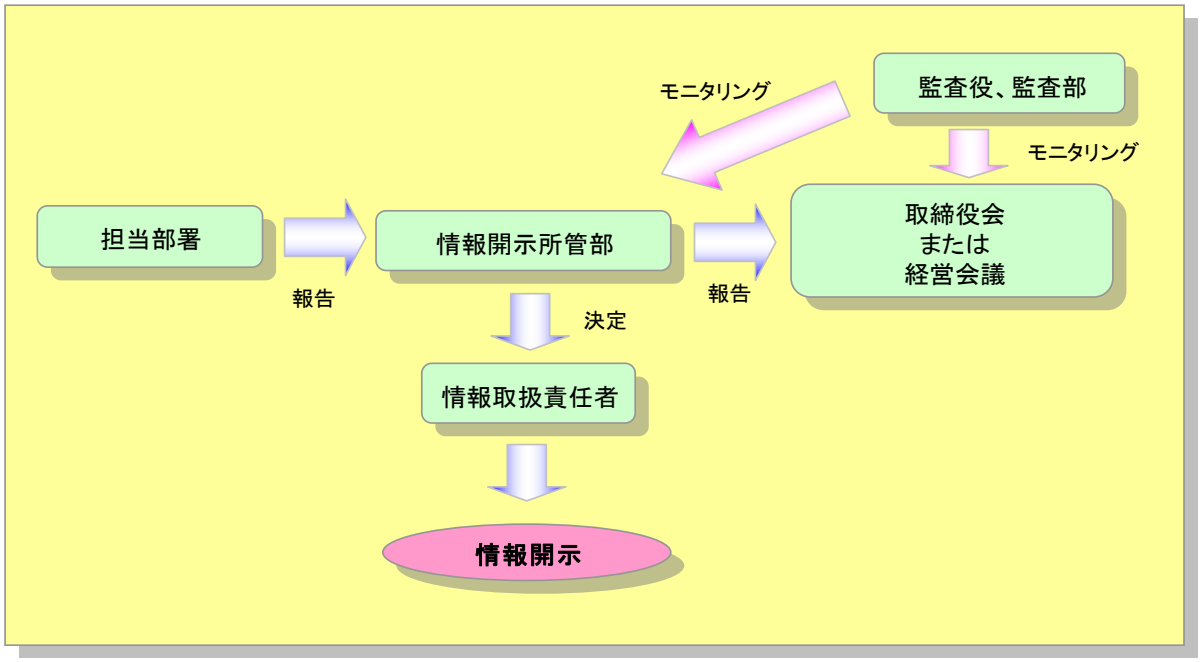
2. 適時開示に係る社内体制

当社グループでは、会社情報の開示に関する適時開示所管部を経営企画部とし、会社情報の把握・管理を行っております。また、情報取扱責任者を経営企画部担当役員としております。

（1）決定事実及び決算等に関する情報



（2）発生事実に関する情報



・情報取扱責任者　：　経営企画部担当役員
・情報開示所管部　：　経営企画部